



2026/10/19 09:50 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)			調製	平成12年5月24日	不動産番号	4100000421589
地図番号	(U5)15、(V5)1 1	筆界特定	余白			
所 在	河辺郡河辺町畑谷字岱				余白	
	秋田市河辺畑谷字岱				平成17年1月11日行政区画変更 平成17年1月24日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ² 原因及びその日付〔登記の日付〕			
322番	原野	1114:	余白			
余白	余白	1168: : :	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和58年1月21日〕			
322番1	余白	1166: :	①③322番1、322番2に分筆 〔平成9年6月26日〕			
余白	余白	余白	: : : 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年5月24日			

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和47年2月5日 第82号	原因 昭和47年1月11日売買 所有者 秋田市仁井田字目長田80番地 菊 地 弘 一 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年5月24日
2	所有権移転	平成13年9月11日 第20381号	原因 平成12年12月3日相続 所有者 秋田市仁井田目長田一丁目9番33号 菊 地 芳 子
3	所有権移転	令和4年9月28日 第17642号	原因 令和4年8月22日相続 所有者 秋田市御野場五丁目3番4号 高 橋 祐 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。